平成２１年（フ）第１５１２号
広島市東区馬木４丁目2117番地の８
債務者　宮本　正則
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５１３号
広島市東区馬木４丁目2117番地の８
債務者　宮本　孝子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５３７号
広島市西区楠木町３丁目14番26号
債務者　中村　政彦
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５６７号
広島県東広島市八本松町宗吉1078番地17ウエストサイド三宅101号
債務者　廣石　清蔵
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６２６号
広島県東広島市西条中央３丁目12番８―102号レオパレスバーボン
債務者　岸　　健悟
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０９号
山口県下関市大坪本町43番18号
債務者　阿比留慶雄
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３０９号
佐賀県佐賀市駅前中央３丁目２番22号
債務者　森　日出子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６０２号
鹿児島県鹿児島市上福元町5880番地１ヒルサイド諏訪107号
債務者　三浦　恵美
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６２６号
鹿児島県日置市東市来町伊作田2426番地
債務者　森田　恵子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第２４２号
沖縄県中頭郡西原町字小波津639番地11号メゾングレイシャス202号、住民票上の住所沖縄県中頭郡西原町字我謝８番地の124　西原ハイツ94―２Ｆ
債務者　上江洲喜佐子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１２６号
群馬県桐生市広沢町５丁目1383番地の３
債務者　依光寿美恵（旧姓深須）
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月６日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第６２号
岩手県遠野市宮守町下鱒沢34地割104番地１
債務者　佐々木秀幸
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２１年（フ）第６６号
岩手県釜石市甲子町第６地割135番地
債務者　佐々木　昇
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２１年（フ）第３７１号
秋田市添川字地ノ内143番地35
債務者　相澤　美雪
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０５号
福島市豊田町３番13号
債務者　佐藤　路子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３１２号
福島県伊達市梁川町字白川田65番地
債務者　佐久間勝義
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第４２０号
川崎市多摩区長尾７丁目６番17―205号
債務者　上川原信之
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５４０号
川崎市高津区下作延２丁目37番34号
債務者　志村　清美
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係